

平成 30 年第 10 回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 10 月 26 日 (金)
午後 2 時 00 分から午後 3 時 30 分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティセンター 2 階会議室
3. 委員定数 条例定数 19 人 現委員 19 人
4. 出席委員 (18 人)
会 長 1 番 岩崎 信一郎
会長代理 2 番 太田 尚臣
委 員 3 番 白石 幸憲 4 番 山崎 友好 6 番 志田 邦彦
7 番 岸本 六郎 8 番 知念 近海 9 番 高口 和子
10 番 大串 康明 11 番 岡 修治 12 番 松尾 均
13 番 福田 務 14 番 田中 初治 15 番 朝長 久夫
16 番 辻尾 政幸 17 番 山下 裕史 18 番 水嶋 政明
19 番 三枝 政人

5. 欠席委員 (1 人)
5 番 松崎 常俊

6. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 議案第 5 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 5 2 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 5 3 号 農地中間管理事業利用配分計画(案)に関する
意見について
議案第 5 4 号 非農地通知の対象とするものの決定について

報告事項 農地転用許可不要案件届

7. 事務局 事務局長：中村正且 局長補佐：神浦真吾 主任主事：谷内美佳
主任主事：本田美春

8. 会議の概要

事務局 只今から平成 30 年西海市農業委員会第 10 回総会を開会いたします。

出席委員は在任委員 19 名中 18 名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 今回の議事録署名委員は、19番：三枝委員、2番：太田委員にお願いいたします。

議長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

それでは、議案第51号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第51号「農地法第5条の規定による許可申請について」1番を説明いたします。資料は2頁になります。所在が西彼町小迎郷字小迎、の田・計1筆・355㎡で利用状況は休耕地となっています。申請地の地番・譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は現在の住宅が手狭になり新しく住宅を建築する必要が生じたためとなっています。権利種別は所有権移転「贈与」となっています。木造ガルバニウム鋼板葺き平家建、住宅・134.56㎡を建築する内容となっています。

添付資料は、3頁から11頁までで、3頁に位置図、4頁に付近状況図、5頁に現況写真、6頁に字図、7頁に航空写真を添付しています。8頁に被害防除計画書、9頁に配置図、10頁に平面図、11頁に立面図を添付しています。8頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う最高0.7m、最低0.6m。被害防除措置の内容又は被害の発生の恐れがない理由として盛土を行なう際周囲をフェンスで囲い隣接地へ被害が出ないように対策を行い、周辺農地へ影響が出ないようにいたします。②近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置として、建物の高さを加減する高さ5.53m程度、被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由として、建物の高さを加減し周辺農地へ日照、通風耕作等の影響がでない。③排水計画ですが、雨水は溜枡、水路放流。汚水・生活雑排水は、下水道処理となっています。資金調達は全額銀行借入金で、工期は許可日から6ヶ月を予定しています。農地区分について、申請地は宅地や道路や農地に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

17番 先日申請人と電話で話した後、推進委員と一緒に現地を確認いたしました。被害防除計画にありますように道路より若干下がった分だけ盛土を行う計画になっております。排水はすぐ横の河川に放流され、生活雑排水については下水道に繋ぐ計画でありまして問題はないと思われれます。また、近傍の農地に与える影響ですが、周辺は耕作している農地はありませんので影響はないと判断いたしました。よろしく御審議ください。

議 長 ただ今議案第51号の1番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第51号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおりで許可相当といたします。

議 長 次に議案第52号「農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局 議案第52号「農用地利用集積計画の決定について」農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する。となっています。

13頁は農用地利用集積計画集計表です。今回は合意解約50筆、43,924㎡と使用貸借権・賃借権設定（県公社借入分）199筆、201,919.77㎡が計上されています。

14頁から17頁は合意解約分で6件・50筆・43,924㎡が計上され、すべてが農地中間管理事業に関係するものです。18頁から26頁は県公社借入分で63件・199筆201,919.77㎡が計上されています。各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。白似田土地改良協議会事業関係の39筆、白崎地区基盤整備事業関係の35筆、果樹経営支援対策事

業関係 2 筆分、面高地区基盤整備事業関係 1 2 3 筆の計 1 9 9 筆です。うち今回配分が決定しているものは 7 2 筆となっています。農業経営基盤強化法第 1 8 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただ今、議案第 5 2 号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。
よって、議案第 5 2 号「農地利用集積計画の決定について」につきましては、原案どおり決定する事といたします。

議 長 　　次に議案第 5 3 号「農地中間管理事業利用配分計画(案)に関する意見について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 　　議案第 5 3 号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画(案)に関する意見について」農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の 3 の規定により、意見を求められたので、判断を求めるとなっています。資料は 2 8 頁から 5 8 頁です。先ほど 1 8 頁から 2 6 頁にて提案しました県公社の借り入れ分の土地 1 9 9 筆に対して、県農業振興公社から配分が決定している「2 2 者」、「7 2 筆」に対し、使用貸借「5 年」のもの「1 0 者」、「3 9 筆」、使用貸借「1 0 年」のもの「1 2 者」、「3 3 筆」の配分が決定しています。

「5 年」のもの「2 筆」、「6 年 9 ヶ月」のもの「2 2 筆」、「7 年」のもの「1 1 筆」、「1 0 年」のもの「9 2 筆」の計 1 2 7 筆が今回配分が決定していない状況で、合計 1 9 9 筆分の配分の各筆明細となっています。1 番から 3 9 番の 3 9 筆については、白似田土地改良協議会事業関係での各筆明細、4 0 番から 7 4 番の 3 5 筆については白崎地区基盤整備事業関係での各筆明細、7 5 番・7 6 の 2 筆については果樹経営支援対策事業関係の各筆明細、7 7 番から 1 9 9 番の 1 2 3 筆については面高地区基盤整備事業関係の各筆明細となっています。

各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。3 7 頁から 5 8 頁に今回配分にいたった 2 2 者のそ

それぞれの借り手の経営状況を添付しています。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3において特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議長 　　では1番から39番について補足説明をお願いします。

12番 　　本件は9月に提出された土地改良区の追加分であります。地区担当推進委員と確認をし、営農計画等もしっかりしており特段問題はないと判断いたします。特に5番から8番の方については、地元の休耕田を借り受けて耕作をし、耕作放棄地の解消にも一役買っているところでございますので何ら問題はないと判断いたします。よろしく御審議ください。

議長 　　次に75番・76番について説明をお願いします。

17番 　　75番の方はみなさん御承知のとおり農地利用最適化推進委員をされており、果樹と水稻を耕作されております。営農計画もしっかりしており若手のホープでございます。76番の方は果樹専業ですがお二方とも国事業で改植をする関係もあり今回、中間管理事業を活用することとなりました。今後が期待されると思いますのでよろしく御審議ください。

議長 　　77番から199番について説明をお願いします。

13番 　　細かく分からない部分がありましたので中間管理機構の担当者等に問い合わせをいたしました。面高地区の基盤整備に関する案件でありまして、市内在住の同意はほぼ取れており、それ以外について手続き中とのことでした。担い手については全て営農基盤もしっかりしており、特にもの地域は若手が頑張っておりますので問題はないと考えます。よろしくをお願いします。

議長 　　ただ今、議案第53号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 　　ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 　　「異議なし」と認めます。
よって、議案第53号「農地中間管理事業における農地利用配分計

画（案）に関する意見について」につきましては、原案どおり配分することで「異議なし」といたします。

議 長 次に議案第54号「非農地通知の対象とする事の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第54号「非農地通知の対象とする事の決定について」を説明いたします。今回は1筆・699㎡について、審議を頂きたいと思っております。今回、申請者の方は1件の方となります。住所や所有者の詳細につきましては議案書に記載したとおりです。

物件は1番の1筆です。資料は60頁から64頁です。申請者は崎戸町蠣浦郷にお住まいの方です。60頁に位置図、61頁に付近近況図、62頁に対象地の現況写真、63頁に字図、64頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、雑木等が茂り山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を担当委員をお願いします。

18番 申出者に連絡を取ろうと思いましたが、市内には在住しておらずお会いすることは出来ませんでした。先日、地区担当推進委員と現地を確認しました。一帯が山林化が進み現地に到達することができないような状況であります。農地に復元することは困難と思われるのでご審議方よろしくをお願いします。

議 長 ただ今、議案第54号について説明がありました。皆さんから何か意見等ありませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第54号「非農地通知の対象とする事の決定について」

て」の1番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 以上で議案審議は終了しました。
次に報告事項に入ります。事務局よりお願いします。

事務局 平成30年10月受付分の農地転用許可不要案件届出になりますが、大瀬戸町多以良外郷における農業用倉庫建設の分となります。申請地は大瀬戸町多以良外字小河内の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。これまで不作付けとなっていた申請地に農業用倉庫を新たに建設する計画となっています。工期は平成30年11月1日から平成31年1月31日を予定しており、農業用倉庫・木造亜鉛メッキ鋼板葺き平家29.81㎡を建設する。敷地として212㎡のうち160㎡を予定しています。資金計画ですが、造成費、建築費等すべて自己資金となっています。

関係資料は66頁から73頁までで、66頁に位置図、67頁に付近近況図、68頁に現況写真、69頁に字図、70頁に航空写真を添付しています。71頁に被害防除計画書、72頁に配置図・平面図、73頁に立面図をつけています。71頁にもどり申請地の造成計画内容ですが、現状のまま利用する。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響を及ぼす恐れを生じさせないための措置として建物の高さを加減する3.5m程度、被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由として、近傍に耕作中の農地はなく小規模な倉庫のため日照、通風の影響の発生の恐れはない。排水計画については雨水を水路放流、汚水・生活雑排水は汲み取り処理となっており問題はないと思われます。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただ今事務局から報告事項について説明がありました。何か意見等ありませんか。

ないようでしたら、ただ今、報告及び説明があったとおり届出について承認することといたします。

議 長 以上で全ての審議は終了しました。
皆さんのほうから何かありませんか。

議 長 ないようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

次回総会は

日時 平成30年11月26日(月) 午後2時00分から

場所 大瀬戸コミュニティセンター

これもちまして西海市農業委員会第10回総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

平成30年10月26日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人